

12月定例教育委員会会議 議事録

令和3年12月23日
午後3時30分開会
さんくす3番館4階大会議室

出席委員

西川俊孝 教育長
安達友基子 委員
和田光代 委員

谷口学 教育長職務代理者
福田知弘 委員
飴野仁子 委員

出席説明員

山下栄治 学校教育部長
大江慶博 教育監
長井浩 学校教育部次長教育総務室長兼務
堀哲郎 地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務
野口晃正 保健給食室長
大川雅博 青少年室長
市川泉 教育政策室参事
金崎栄一 教職員課長

道場久明 地域教育部長
木戸誠 理事（生涯学習担当）
木谷美香 学校教育部次長学校教育室長兼務
植村誠 教育政策室長
草場敦子 教育センター所長
田中満明 教育総務室参事
荒木大輔 学校教育室参事・指導主事
山根正紀 放課後子ども育成室参事

記録者

太田美紀 教育政策室主幹

大江健規 教職員課長代理

1 2 月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

- 西川俊孝教育長 ただ今から12月定例教育委員会会議を開催いたします。
署名委員に安達委員を指名いたします。
記録者に大江教職員課長代理、太田教育政策室主幹を指名いたします。
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 植村誠教育政策室長 本日の傍聴席の設置可能数は5席でお知らせしておりましたが、現在の傍聴希望者数は8名でございます。
本日の会場のスペースですと、最大10席まで設置が可能です。
- 西川俊孝教育長 それでは、本日の傍聴は10名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 異議なしと認め、本日の傍聴は10名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。
- － 傍聴者入場 －
- 西川俊孝教育長 本日の、報告第30号「教職員人事内申について」及び議案第65号「教職員人事について」は、人事案件ですので、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 異議なしと認め、報告第30号及び議案第65号を秘密会とすることといたします。
- 西川俊孝教育長 それでは、傍聴の方に議案書を配布してください。
- － 議案書配布 －
- 西川俊孝教育長 それでは、日程第1 報告第29号「令和3年11月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 田中満明教育総務室参事 日程第1 報告第29号「令和3年11月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」御説明申し上げます。
本件につきましては、教育事務に関し市長の作成する議会の議案に対して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、市長から意見を求められたものでございますが、令和3年度吹田市一般会計補正予算として、令和3年11月定例会に議案として提出する必要がありましたので、令和3年11月16日付けで臨時に代理したものでございます。
では、議案書の5ページをお開き願います。
上段の(項)2、小学校費の補正額5,130万円、及びその下の(項)3、中学校費の補正額2,832万5,000円につきましては、いずれも、分散登校時等におけるオンライン授業用物品や児童・生徒数増加対応端末及び充電保管庫の整備に係る費用でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

債務負担行為補正につきましては、こちらにお示ししております7項目に係るものでございまして、その期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが御報告申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、報告第29号「令和3年11月吹田市議会定例会提案の令和3年度補正予算案について」を承認します。

次に、日程第2 陳情第1号「次年度以降の「すくすくウオッチ」への対応について検討・審議を求める陳情」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第2 陳情第1号「次年度以降の「すくすくウオッチ」への対応について検討・審議を求める陳情」について御説明申し上げます。

本議案は、吹田市教育委員会会議規則第21条の規定に基づき、令和3年11月5日付けで、子どもをテストで追いつめるな！市民の会の梅原聡氏から提出された陳情でございます。

陳情の項目につきましては、今年度参加した大阪府教育委員会が実施する小学生統一テスト「すくすくウオッチ」についてその内容や効果等を検証し、令和4年度以降の参加・不参加若しくは参加の形態等について教育委員会会議での検討・審議を求めるものです。

御審議いただき、採択の可否について御議決いただきますようお願い申し上げます。

審議に入る前に、まず教育委員会に提出された請願と陳情の取扱いについて説明してください。

教育委員会に対する請願又は陳情の取扱いにつきましては、吹田市教育委員会会議規則で取扱いを規定しています。

内容は、「教育長は、請願又は陳情を受理した場合は、必要があると認めるときは、会議に付議すること」、「会議において採択の可否が決まった時は、その内容及び採択されない場合はその理由を通知すること」、「採択した請願又は陳情に基づいて必要な措置を講じた時は、その経過及び結果を会議において報告すること」が定められています。

本日の議案においては、まず、採択か不採択を決めていただくこと、また不採択の場合は理由を明らかにする必要があります。

請願と陳情の違いはありますか。

請願が憲法第16条の請願権を法的根拠にしているのに対し、陳情は特段法的根拠を有するものではありませんが、いずれも教育行政に対し意見や要望を述べるという点は同じです。

教育委員会会議に付議された請願又は陳情は、請願であっても陳情であっても、その取扱いにおいて異なる点はありません。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
全委員
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

植村誠教育政策室長

西川俊孝教育長

植村誠教育政策室長

西川俊孝教育長

植村誠教育政策室長

それでは陳情第1号について、まず、事務局から説明してください。

大阪府新学力テスト、愛称「小学生すくすくウオッチ」は、大阪府が府内の小学校5・6年生を対象に、「子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけること」を目的として令和3年度から新たに始めました。本市は、令和2年10月の教育委員会会議で令和3年度の参加と、併せて、趣旨・目的に変更がない限り、令和4年度以降も参加することを決定いたしました。その後、令和3年9月に大阪府より令和4年度の実施要領が通知され、今年度と同様の趣旨・目的であることを確認しましたので、令和4年度についても、参加することとしています。

令和3年度については、学校から「子供たちは粘り強く取り組むことができた」、「結果をもらった時は、とてもうれしそうで、学習への意欲が向上した」などの声をいただきました。

また、教員の授業改善の観点でいうと、校内研修で教員全員で問題を解き、今必要とされている学力について共通理解を図った学校もあると聞いております。一方で、実施上の作業の多さやアンケートの分量の多さについても意見があがっております。

今後も学校の意見を参考に、検証を行い、改善点につきましては、府に意見を届ける、実施方法を見直すなどして改善に努めてまいります。

また、本テストの結果や分析については、その趣旨・目的に沿って、児童、家庭、学校、市教育委員会の取組に生かすとともに、その十分な効果を見るにはそれらの取組を継続することが必要であるとも考えております。

本テストの内容については、読解力や情報活用能力などの育成に関する有識者、教育心理学・認知心理学などに関する有識者、大阪府教育センター、大阪府教育庁の代表者により構成された問題及びアンケート作成のワーキングチームにより協議のうえ作成されたものです。対象学年の児童が取り組むにあたり、適切な内容、分量、時間等が考慮されたものと認識しております。

アンケートの分量が多いとの声は学校からも聞いております。障がいのある児童及びその他支援が必要な児童については、学校が、児童、保護者と協議のうえ、各教科及びアンケートの実施について柔軟に対応し、当該児童の状況に応じて、教科・問題の選択、時間の延長、別室での受験などの配慮を行っています。

児童アンケートにつきましては、児童自身の目標に向かって頑張る力、気持ちをコントロールする力、人と関わる力、次の学びや生活にいかす力、好奇心等に関する内容や、学習状況、学級や授業等に関する意識等を調査し学力との相関関係を分析することで、児童自らが自身の学習に取り組む姿勢、態度を見直すきっかけとするものであり、家庭環境の把握を目的とするものではございません。

また、個人情報の保護につきましては、大阪府教育委員会及び大阪府教育委員会が委託した民間機関は、児童・教員の個人名等を取得しない方法を用いるとの説明を受けております。また、本市としては、数値を一覧にした公

表や数値による順位を付した公表などは行わないことを令和2年度の教育委員会会議で確認しております。

本テストの趣旨・目的として、教員が、児童一人ひとりの学びに対する思いや強みを知り、一人ひとりの実態に合わせた指導を行うこと、授業改善を図ること、学習の基盤となる集団づくり等の取組を充実させることが示されており、教員アンケートの項目は本テストの趣旨・目的から逸脱するものではないと考えております。

以上の点から、令和4年度以降も実施趣旨・目的に変更がない限り、実施上の課題等も精査しながら、本テストに参加するとともに、結果や分析を活用した取組を推進してまいりたいと考えております。

西川俊孝教育長

陳情第1号の陳情項目は、来年度以降の参加・不参加等を教育委員会会議で検討審議することを求めるものです。

谷口学教育長職務代理者

改めて審議をする必要があるかについて、質問、御意見はございませんか。

この「すくすくウオッチ」の目的にある、子どもたち一人ひとりが、学びの基盤となる言語能力や読解力、情報活用能力等を向上させ、これからの予測困難な社会を生き抜く力を着実につけるという趣旨は、これからの時代に合っている方向です。このテストは結果を継続的に見ていかないと成果が出ないと思いますし、事務局の説明においても大きな問題点があるようにも思えないのですけれども、事務局として継続していくにあたり、先ほど説明にあった問題点以外、何かあるのでしょうか。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

不参加を決めるほどの問題点はないと考えております。

実施上の作業の問題、引き継いでいく作業であるとか、実施の日程であるとかはあります。例えば、令和3年度は学力・学習状況調査と同じ日に実施という実施要領が示されていたのですが、それではやはり学校も難しいということで、今年度中のいつからいつまでの間に実施するというように変更されました。令和4年度も日程に幅を持たせて実施することになっております。

谷口学教育長職務代理者

アンケートについては、市町村の意見は府も認識しているようですので、また改善が図られるのではないかと考えております。

本質的な問題ではなく、日程等の運営上の問題だけですので、本質的な内容が変更となるのであれば議論が必要だと思いますが、今のところ継続していくことに非常に意義のあるテストだと思いますので、継続していくことに関して、あえて議論することはないのではないかと思います。

安達友基子委員

1点確認ですけれども、もし継続して実施していくなかで、学校からすごく困っている話が出てきたり、今まで想定していなかったようなことが表面化してきたときには、また議題に挙げるという理解でよろしいですか。

荒木大輔学校教育室参事・指導主事

この「すくすくウオッチ」の実施の問題でありますとか、成果と課題については、学力向上担当者会において、もちろん校長会・教頭会もですが、学校から御意見を伺いながら進めていっておりますので、回を重ねるたびに御意見をいただきながら、またお諮りすべき事項があれば御対応いただこうと思っております。

飴野仁子委員

安達委員の御意見と同じなのですけれども、説明いただいたとおりにいろいろなことを前向きに努めながら作り上げられてきていて、今のように次の問題が出た時もそれには対応していくところと私も理解しています。ですので、今後もそういったときにいろいろな方から御意見をいただきながら、チェックをしつつ進めていくという方向であるならばと、私も理解します。

福田知弘委員

同感なのですけれども、実施されていて、現場の学校若しくは学校間で、状況を確認したりとか改善の努力は必要だと思いますし、それを伝えていくことは大事だと思います。まだ始まったばかりですし、趣旨とか目的に変更がなければ、継続していく必要があると思います。その上で、教育委員会会議で継続して審議していく必要はないと私は考えております。

和田光代委員

私も、趣旨・目的から逸脱することがなければ、これを継続して実施する必要があると思います。

西川俊孝教育長

それでは、皆さんからいただいた御意見では、特に改めて継続するかしないかを議論する必要はないのではないかとということですので、陳情第1号については、不採択ということによろしいですか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、陳情第1号「次年度以降の「すくすくウオッチ」への対応について検討・審議を求める陳情」は不採択といたします。

西川俊孝教育長

次に、日程第3 請願第1号「インクルーシブ教育をすすめるために必要な担任加配に関する請願」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

植村誠教育政策室長

日程第3 請願第1号「インクルーシブ教育をすすめるために必要な担任加配に関する請願」について御説明申し上げます。

本議案は、吹田市教育委員会会議規則第21条の規定に基づき、令和3年11月8日付けで、少人数学級を求める吹田市民の会の代表の詫間隆氏から提出された請願でございます。

請願の内容につきましては、通常学級児童・生徒と支援学級児童・生徒を含めた場合に41人以上、小学校1・2年では36人以上、となる学級に対して、クラスを増設し、新たな担任ができる常勤教員の加配を要望するものです。

御審議いただき、採択の可否について御議決いただきますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは請願第1号に関して、まず、事務局から現状を説明してください。

植村誠教育政策室長

本件についての説明のため、参考資料を配布したいと思いますよろしいですか。

西川俊孝教育長

ただいま、資料配布の申し入れがされましたが、許可することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認めます。

それでは配付してください。

—参考資料配布—

では、事務局は説明してください。

義務標準法の規定により令和3年度は小学校第1学年、第2学年が35人学級編制、第3学年以上が40人学級編制と規定されていますが、本市においては、支援学級在籍児童生徒を含めることで36人以上となっている小学校第1・2学年の学級数は11、41人以上となっている小学校第3学年から第6学年の学級数は42、中学校は34となっています。

こうした状況が起こる理由について、まず、学級編制の規定から御説明いたします。

公立小・中学校における学級編制の標準は、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、いわゆる義務標準法に定められています。

この義務標準法に基づき、昨年度までは、小学校第1学年の35人学級編制を除き、小学校第2学年から中学校第3学年までは、1学級あたりの在籍児童生徒数は40人が標準となっておりました。

しかしながら、Society 5.0時代の到来、子供たちの多様化の一層の進展等の状況を踏まえ、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であるとの考えから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するため、令和3年度より、公立小学校において、学級編制の標準が段階的に引き下げられることになりました。

具体的には、令和3年度に小学校第2学年を35人学級編制とし、令和4年度は小学校第3学年を35人学級、以降、令和7年度まで、学年進行により段階的に学級編制の標準が引き下げられることになりました。

次に、公立小・中学校における支援学級の学級編制の標準について説明いたします。

先の通常学級の編制の標準とは異なり、支援学級は、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒と、障がいの種別に基づき学級が編制されており、その標準は8人学級編制となっております。

支援学級には、通常学級同様に学級担任を配置しており、個別の教育支援計画・指導計画に基づき、個の教育的ニーズに基づいた特別の教育課程を編成・実施しています。

つまり、公立小・中学校の学級数は、通常学級と支援学級を合わせた学級数となります。

例えば、A小学校の通常学級が、第1学年から第6学年まで18学級、支援学級が5学級の場合、A小学校は23学級編制の学校となります。

現在、学校現場では、インクルーシブ教育として、通常の学級に在籍する児童・生徒も、支援学級に在籍する児童・生徒も、共に学ぶ機会を設定しています。

インクルーシブとは、和訳しますと、包含しているさま、包括的などという意味であり、みんないっしょにという理念になります。

この考え方については、平成23年8月公布の障害者基本法第16条に、

「年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障がい者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等、必要な施策を講じなければならない」と明示されています。

また、平成24年7月の中央教育審議会では、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進を図るため、「同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である」と報告されています。

これらを踏まえ、平成25年10月、文科省から、「障害のある児童生徒等がその年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害のある児童生徒等が障害のない児童生徒等と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、必要な施策を講じること」との通知がありました。

また、大阪府からも、障がいのある子供の教育においては、生活を通して仲間とつながり、支え合い、高めあうことを目指す、ともに学び、ともに育つ教育の具現化を求められているところです。

以上の経緯から、本市におきましても、インクルーシブ教育の理念を基盤に、支援学級在籍児童・生徒が通常学級へ交流し、いわゆるともに学び、ともに育つ教育の実践が活発に行われているところです。特に小学校低学年児童については、可能な限り通常学級で学ぶ場面を意図的に設定しています。

その取組を進める一方で、学校現場においては、1学級あたりの児童生徒数が標準である40人を上回ってしまう学級が散見され、学習活動のスペースが狭小となっていることや、児童・生徒一人ひとりの学習機会の担保のしづらさなど、その課題が浮き彫りとなっているところです。

学校教育室より、支援学級の現状について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料1、通常学級数及び支援学級数の推移を御覧ください。

こちらの資料には、市内小学校及び中学校の、通常学級数と支援学級数の推移が示されております。

棒グラフが小・中学校別の通常学級数の推移を表し、グラフの縦軸左側の数字がその数を示しております。折れ線グラフが小・中学校それぞれの支援学級数の推移を表し、グラフの縦軸右側がその数を示しております。特に小学校の支援学級数の増加が顕著でございますが、通常学級数の増加は比較的緩やかな状況でございます。

本市では、他市に例をみないほど児童・生徒数が増加している状況が言われておりますが、学級数の増加を見ていただきますと、主に支援学級数の増加であることが御確認いただけると思います。

続きまして、資料2を御覧ください。市内小中学校における支援学級在籍児童・生徒の推移となっております。

先ほど申し上げました支援学級数の急増につきまして、詳しく御説明させていただきます。

令和3年度5月1日現在の小学校の児童数は21,339名、うち支援学級在籍児童は1,407名(約6.6%)、中学校の生徒数は、8,937名、うち支援学級在籍生徒は402名(約4.5%)でございます。さらにその人数や%は増加していく見込みでございます。

先ほども学校編成でも御説明いたしました、支援学級は、学年ではなくその種別により学級が編制されており、本市では、現在、弱視学級、難聴学級、知的障がい学級、肢体不自由学級、病弱・身体虚弱学級、自閉・情緒障がい学級の6つの種別の学級がございます。

その人数の推移を、設置されている種別による学級別にグラフ化したものが資料2でございます。グラフ中、2つの種別の児童・生徒が急増しておりますが、実線が自閉・情緒学級、点線が知的障がい学級となっております。

「支援学級」が増えていると先ほど申し上げましたけれども、この2つの種別の学級に特に在籍を希望される児童・生徒、保護者も含めて急増している状況であることを御確認いただきたいと思っております。

続きまして、児童・生徒の在籍状況でございますが、資料3、児童・生徒の在籍状況を御覧ください。こちらは円グラフになっております。こちらの資料は令和2年度の内訳となりますが、令和3年度もほぼ同様の状況でございます。

小学校では、全体の約6%の児童が支援学級に在籍しております。支援学級在籍児童学級内訳のグラフを御覧いただきますと、支援学級に在籍する児童のうち、約半数(47%)が自閉・情緒障がい学級に在籍しておられます。

同様に、中学校では、全体の約4%の支援学級在籍生徒のうち、約43%が自閉・情緒障がい学級に在籍しておられます。

この自閉・情緒障がい学級に在籍する児童・生徒は、対人関係等において課題がみられるものの、学力的には通常学級で学ぶことができる児童・生徒も多くいらっしゃいます。支援学級担任が、通常学級で学習することも含めた個別の指導計画を作成し、一人ひとりの実態に応じた指導・支援を行っております。自閉・情緒学級に在籍する児童・生徒のうち、小・中学校合わせますと、半数程度の児童・生徒が個別の指導計画に基づいて、ほとんどの授業を通常学級で受けているのが現状でございます。年齢や発達段階によって異なりますが、中学校になるほどその割合が増えている状況でございます。

支援学級在籍児童・生徒が通常学級で授業を受けることは、インクルーシブ教育の観点から望ましいことであると考えております。本市でも、介助員等の配置により支援しながら推奨してきたところでございます。

支援が必要な場合は、支援学級等の担任が付き添うこともありますが、自閉・情緒学級に在籍する児童・生徒のうち、多くの児童・生徒は、常時の介助又は付き添いを必要としない場合も多く、通常学級に在籍し、通級による指導を受けることで、その児童・生徒にとって個別最適な支援につながる事が予見されます。そこで、今後充実していくべきことは、通級による指導

であると考えております。

通級による指導について御説明いたします。参考資料を御覧ください。

通級による指導とは、言語障害や、ADHD、LDなど、個別の特性に応じて部分的な支援や特別な指導を受けることで、通常学級で学習することが可能な児童・生徒に対して、週に1～8時間程度、通常の学級の教育課程に加えて、又はその一部に替えて特別の教育課程を編成し、個別の指導を行う教室のことです。

児童・生徒の在籍は通常学級となりますが、通常の教育課程に加えた特別の教育課程を作成して指導を行うこととなります。

対象児童・生徒の特性や発達段階により違いはありますが、先ほどの資料3にございますように、通級による指導を受けている児童・生徒のうち、6割から7割程度の児童・生徒は、特別に編成された教育課程に基づいて、対人関係や、行動面のソーシャル・スキル・トレーニングのような指導を中心に受けております。他にも、小学校低学年では、「運動遊び教室」などを通してバランス感覚を養い、協応運動（リズム運動など）のトレーニングを行うこともございます。さらに、構音のあやまり、言語に関わる特化した指導や、学習障がいに対する支援なども行っております。

現在は、このような通級指導教室が市内の小学校に10校、中学校に3校設置されております。当該児童・生徒が通う学校に通級指導教室が無い場合は、放課後に拠点校の通級指導教室へ通う必要がありますが、多くの学校に通級指導教室が設置できれば、通級指導教室で適切な指導を受けることができるようになるものと考えております。

しかしながら、現状では、小学校では、通常学級在籍児童のうち、通級による指導を受けている児童は1%程度、同様に、中学校では、1%にも満たない状況でございます。現在行っている学級規模適正化の動き等と合わせまして、通級による指導の充実、設置拡大を行うことで、必要な支援が必要な児童・生徒に適正に行われる体制を構築していきたいと考えております。さらに、実現のためには、通級指導教室を指導することができる教員の育成が非常に重要であることから、教育センターとも連携しまして、研修の体制を整えて参りたいと考えております。

以上のような現状を踏まえまして、本市といたしましては、インクルーシブ教育の推進に向けましては、先に教職員課から御説明いたしました義務標準法の改正及び財源措置が必要であると考えており、今後も引き続き、国・府に対し要望をしております。

個々の教育的ニーズに応じた個別最適な特別支援教育が行えるよう、通級指導教室の充実に努めていきます。

また、少人数学級は子供一人ひとりに応じたよりきめ細やかな指導に効果があるものと認識しておりますため、各校に教員の加配定数などを活用しまして、出来る範囲の35人学級編制につきましては促進してまいります。

事務局の説明が終わりました。

それでは、この件について、御意見はございませんか。

谷口学教育長職務代理者	追加の資料1は、要するに、通常学級は小学校・中学校においてそれほど大きくは増えてないけれども、支援学級が小学校・中学校で増えているという理解で良いですか。
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務	おっしゃるとおりでございます。
谷口学教育長職務代理者	次に、資料2では、小学校・中学校とも、知的障がいと自閉・情緒障がいが増えてくる傾向にあるのがここに示されていると理解してよろしいですか。
	次の資料3では、令和2年度の小学校の支援学級在籍児童の学級内訳を見ますと、知的障がいと自閉症・情緒障がいの児童を足してみますと、90%になります。
	中学校でも知的障がいと自閉症・情緒障がいの生徒が93%になり、平成17年度以降を示した資料2からすると、そういった種別の障がいの方が増えている傾向にあるかたちですね。
	その下に、通級指導教室入室内訳が示してありますけども、これは通常学級に在籍している人たちのことで、支援学級とは違う人たちの集団ですよ。
	その中でも、学習と対人などが、小学校で76%ですか、四分之三。中学校になってきますと、90%ぐらいになっています。
	支援学級の在籍者数の増加は、いわゆる知的障がいであったり、あるいは、自閉症の子供たちが手続きをとることによって非常に増えてきていると、現状としては理解して良いですか。
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務	本当に、個別に支援を必要とされるお子さんが非常に増えていらっしゃるかと認識しております。
谷口学教育長職務代理者	続いて、その最後のページ、通級による指導のところ、まず、私が整理しておきたいのが、通級による指導を受けているのは、通常学級の児童・生徒ですね。だから、これは支援学級とは別です、と理解してよろしいでしょうか。
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務	おっしゃるとおりでございます。
西川俊孝教育長	通常学級に在籍をして、通級による指導を受けている子供たち、ということで良いですね。
谷口学教育長職務代理者	そうしたら、いわゆるインクルーシブ教育という意味では、通級指導教室に通える子供たちの数が増えれば増えるほど、それは望ましい傾向にあるのではないかと考えて良いわけですか。
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務	そのように考えております。
谷口学教育長職務代理者	通級指導教室を全校に設置することによって、各学校における通級指導教室での指導を必要とする子供たちが、通常学級に在籍することはインクルーシブ教育にもかなうし、教室の人数が結果として減ってくる可能性はあるだろうし、と理解していいですか。
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務	今おっしゃっていただいたとおり、支援学級に在籍されるお子さんが、本当に個別最適な、自分の必要とする支援をきちんと受けられる体制を作りつつ、適正な学級設置に進んでいくものではないかと考えております。
谷口学教育長職務代理者	通級指導教室の全校設置が進まない一番大きな理由というのは、本質的に

は何なのですか。教育委員会としては、進めようとしているわけです。大きな理由をいくつか述べてください。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

通級指導教室を設置するためには、まず一つ教室の確保というところもございます。例えば、人数の多い学校では設置するための教室がないということもございます。

それから、一番大きいのは、先ほど申し上げた特別な指導となりますので、子供のことをしっかり理解して、発達関係のことをきちんと勉強して、正しく子供のことをアセスメントして、その子に応じた指導計画を作成して、保護者と連携しながら、そのお子さんのことを指導していくという高いスキルを身に付けた教員の育成、これが一番大切だと思われるのですけれども、それが今設置されている13校にはそういう先生がいらっしゃるのですけれども、これを全校、54人に増やしていくには、まだまだ研修であるとかそういうことが必要な状況でございます。

谷口学教育長職務代理者

1クラスの人数を減らしていきたいというのは、教育委員だけではなくて、現場の先生方の意見もその方向に進めたいと考えていると思うのですけれども、それはお金のかかる話ですし、教職員の数の問題もあります。ただ、方向性としてはそれを考えている。

それで、支援を必要とする子供たちも、通級指導教室を全校設置する方向に頑張れば、通常学級においてインクルーシブ教育ができるだろうと考えていかれていると理解していいのですか。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

インクルーシブ教育をさらに充実させる、さらに個別最適化していきたいというのが今考えている思いでございます。

安達友基子委員

多分、傍聴の方とか市民の方とかは、この会議しか、議事録とかしか見ないので、この通級指導教室というのが出てきたのも、なぜここでその話が出ているかというのがすごくわかりにくいと思うので、前提としてもう1回だけ確認なのですけれども、そもそも、これが出てきているということは、今の現状としてやっぱり教室が過密になっていて、実際そこにいる子供の数がクラスに在籍する子供の数と一致しておらず、子供が過密になっているということについて、我々教育委員も、教育委員会の事務局も、みんなが問題意識を持っていて、何とかしようと思っている。ということから出てきている話であるという理解は、それでいいですか。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

おっしゃるとおりでございます。何とかこの問題に、根本的な解決、場合たりのではなく長い目で見たときに、子供たちにとっても、先生方にとっても、一番いい解決方法は何なのかということ、ずっと考えて参りまして、今、この方法をとっていくのが一番いいのではないかと結論になっております。

安達友基子委員

通級指導教室であれば在籍は通常学級なので、人数は通常学級でのカウントになると。その子供さんにとって、必要な指導を在籍校の中でちゃんとこの通級指導教室があれば、通常の時間割りの中でも、メニューを選択して受けることができるということなのですけれども、そもそも、どういうお子さんがここの通級指導教室による指導に馴染むのかということ、どうい

うふうに理解したら良いですか。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

先ほどお配りさせていただいた参考資料の中で、法的な位置付けを申しますと、真ん中の列の通級による指導にあたる部分につきましては、言語障がい、通常学級で勉強できるのですが、少し言葉に、話し合うときの障がいがあるお子さんとか、自閉・情緒障がいとか、またLD（学習障がい）、またはADHDといったような対人関係的に少し課題があるけれども、きちんとした支援を受ければ、通常学級で普通に勉強もできますし、ちゃんと生活できるというようなお子さんに対して必要な支援を指導していきたいというのがこの通級指導教室でございます。

安達友基子委員

知的障がい、自閉症・情緒障がいの学級におられるお子さんは、支援学級の在籍のお子さんの中でもかなりの割合だと思っておりますけれども、現状として、今支援学級に在籍しているけれども、ほとんど授業を通常学級で受けているというようなお子さんは、どのくらいの割合でいらっしゃいますか。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

今の現状で申しますと、小学校では4割弱ぐらい、中学校の方でやはり6割を超えるぐらいのお子さんが、通常学級の方で勉強はする、少し支援の必要な部分について、支援学級でという勉強の仕方をされています。

安達友基子委員

今、説明のあった割合のお子さんは、通級指導教室を利用することで、通常学級に在籍しながらインクルーシブ教育をさらに推進していくことができるだろうというのが今の考え方ということですね。

それで、拡充を進めていただくとはいえませんが、やってみた結果、思ったように、その生徒数が通級指導教室を利用しないとか、そういうことが起きたときには、また再検討ということでももちろんいいですよ。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

現在、通級による指導というのが、あまりまだ知られていない保護者の方もいらっしゃいます。

また、学校も受け皿がないので、大々的にこういうのがありますよということが言えないというような状況がありますので、まず、きちんと説明をさせていただくことは非常に大切なことなのかなと考えております。

ただ、思った方向に進まなかった場合、また子供にとって何か弊害が出てきた場合につきましてはもちろんしっかりと考えさせていただきたいと考えております。

安達友基子委員

最後に意見なのですが、今の特別支援学級のあり方だと、インクルーシブを頑張ってやろうとすればするほど、実際の教室が過密になるというジレンマがあると思うのですよね。

なので、今おっしゃった通級を充実させるという方向性については、とてもいいと思っていますので、できるだけスピード感を持ちつつ、良い制度を作っていただきたいとの意見です。

飴野仁子委員

意見なのですが、実質的にここで学んでいる子供たちが、よりよい教育を受けられる環境を整備する、していくということ、そのところでは一致していると思うので、まずその本当の基本を忘れないようにしていきたい、これからもそう進めていきたいと思います。

福田知弘委員

通級指導教室は、今は設置されている学校はどれぐらい吹田にあるか。確か、私も学校訪問の時に、拠点校という話で聞いたことがあるので、それは本当に全市へ、全校に置けるのか。

それから、大阪府下の状況がどうなのかという話もありますよね。

それから他府県がどうか。

関西は、給食の話もそうですけど、ちょっと遅れ気味なことがあるので、その辺り聞かせていただければと思うのですが。

木谷美香学校教育部長兼校長

まず本市におきましては、小学校に10校、中学校に3校、現在設置しております。また来年度に向けても、まだ今これは確定ではないのですが、小中1校ずつを拡充していくような方向で、今、府と協議を重ねているところでございます。

ただ、先ほど申し上げましたように、たくさん一気にふやすということはちょっと厳しいかなという点もございますので、少しずつの拡充をということで、積極的に進めて参りたいと考えております。

大阪の中でございますけれども、この近隣でいくと、設置数というのは、同じ規模の市では同じような設置数になっております。全部で何学級あるかというところは、今現在数字を持ち合わせてはおりませんが、同じような数になっております。

全国で言いますと、都道府県によって、支援学級の方に重きを置いておられる都道府県と、通級の方に重きを置かれている都道府県と、その方向性に違いがあるのかということは、資料を見ている中で考えております。

関東の方は、どちらかというに通級の方にシフトしていて、支援学級数が若干、数として少ないのかなと。大阪は、支援学級数が非常に多いです。そこで、インクルーシブという考え方で、ともに学びともに育つ、その理念については本当に私たちもその通りだと思っておるのですが、支援学級数が非常に多いというのは、大阪の特徴でございます。

和田光代委員

インクルーシブ教育はとても大切だと思うので進めていってほしいのですが、学校訪問に行った時も机の数が多くて、支援学級の子供も机を並べてということで、かなりの数が並んでいたのですが、やはり、机の数を40にそろえて欲しいというのがありますので、通級指導教室を段階的にやっていくという説明だったのですが、急速に、54校に置いて欲しいと思います。

今の状態であれば通級指導教室が13校ということで、保護者の負担がかなり多くて、こちらから勧めても、足が運べないような状況であると思いますので、ぜひとも早い段階で通級指導教室を進めていただきたいと思います。

西川俊孝教育長

ではそろそろまとめたと思うのですが、他に何か、特にこの際ということがありましたら。

大江慶博教育監

いろいろ御意見ありがとうございます。

吹田市の今までの特徴的な取組として、介助員の配置があります。

その数については、多分府下の中でも結構配置数が多いということで、その制度を維持しつつも、今言いましたような通級指導教室を増やしていったら、先ほどお話があったような個別最適な支援ということを実現していき

いとに考えておりますので、現状、吹田市は今までも取組しているということも御認識いただければと思ひまして、発言させていただきました。

西川俊孝教育長

それでは、まとめたいと思ひますが、もし違つたら御意見をお願いいたします。

皆さんの御意見をお聞きする中では、インクルーシブということについての問題意識とか、保護者の思い、願ひについてはしっかり受け止めなければいけないし、その方向で進んでいくということについては確認ができるかと思ひます。

ただ、その方法について、請願の趣旨にあります、担任加配によってということではなくて、むしろ、通級にしっかりとスピード感を持ってやるということ、また保護者への周知とかアナウンスを行う。

同時に、指導者の育成もスピード感を持ってやるということで、お聞かせいただいたのですけども、そのようなことでよろしいでしょうか。

それではそういうことでありましたら、皆様の御意見としては、この請願そのものについては、不採択ということだと思ひますけども、それでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、請願第1号「インクルーシブ教育をすすめるために必要な担任加配に関する請願」を不採択といたします。

ただし、今、先ほど私が言いましたような方向については、事務局はその進捗状況を今後の教育委員会会議で報告してください。

西川俊孝教育長

次に、日程第4 教育長報告を議題とします。

内容は、「令和3年11月定例会補正予算案について（放課後子ども育成室所管分）」です。

事務局の説明を求めます。

山根正紀放課後子ども育成室参事

教育長報告事項「令和3年11月定例会補正予算案について（放課後子ども育成室所管分）」について御説明申し上げます。

本件は、市議会令和3年11月定例会に提案し、可決されました令和3年度補正予算、放課後子ども育成室所管分について御報告申し上げます。

恐れ入りますが、議案書19ページを御覧ください。

歳出の（款）民生費、（項）児童福祉費、（目）児童福祉総務費、7万5,000円の増額でございます。

内容といたしましては、令和2年度の国庫支出金、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金7万5,000円につきまして、事業の実績額が交付決定額を下回り、返還金が生じたため、過年度分国庫支出金返還金として、国へ返還するための補正予算を計上したものでございます。

本補助金は、留守児童育成室指導員等の研修にかかる経費について国庫補助を受けているものですが、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修事業の実施を見合わせたため、当該経費の支出がなかったものでございます。

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。
御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

次の報告第30号及び議案第65号につきましては、既に秘密会と決しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は、退室をお願いします。

－ 傍聴者退室 －

－ 秘密会 －

西川俊孝教育長
西川俊孝教育長

ここで秘密会を解きます。

それでは、これをもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、12月定例教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午後4時45分